

新 [平成 24 年 1 月 18 日現在]	旧 [平成 23 年 12 月 20 日現在]
<p>庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例 目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 目的</p> <p>第2条 条例の位置付け</p> <p>第3条 基本原則</p> <p>第4条 定義</p> <p>第2章 まちづくりの担い手と役割</p> <p>第1節 町民の役割等</p> <p>第5条 町民の基本姿勢と役割</p> <p>第6条 事業者の役割</p> <p>第7条 地域活動の推進</p> <p>第2節 町、町長及び町職員の役割</p> <p>第8条 町の役割</p> <p>第9条 町長の役割</p> <p>第10条 町職員の役割</p> <p>第3節 町議会及び町議員の役割</p> <p>第11条 町議会の役割</p> <p>第12条 町議員の役割</p> <p>第3章 まちづくりの方法</p> <p>第1節 人材育成と活用</p> <p>第13条 まちづくりの担い手の育成</p> <p>第14条 子どもの育成</p> <p>第15条 <u>多様な人材と地域資源の活用</u> [旧第15条と第16条を統合]</p> <p>第2節 参画と協働</p> <p>第16条 参画と協働の基本</p> <p>第17条 情報共有の推進</p> <p>第18条 町民のまちづくりの推進</p> <p>第19条 参画と協働の推進</p> <p>第3節 住民投票</p> <p>第20条 住民投票制度</p> <p>第4章 連携と交流</p> <p>第21条 町出身者や町外の人々等との連携と交流</p> <p>第22条 他の自治体等との連携</p> <p>第5章 <u>条例の検証と見直し</u></p> <p>第23条 <u>条例の検証と見直し</u></p> <p>[旧第6章と第25条を削除]</p>	<p>庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例 目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 目的</p> <p>第2条 条例の位置付け</p> <p>第3条 基本原則</p> <p>第4条 定義</p> <p>第2章 まちづくりの担い手と役割</p> <p>第1節 町民の役割等</p> <p>第5条 町民の基本姿勢と役割</p> <p>第6条 事業者の役割</p> <p>第7条 地域活動の推進</p> <p>第2節 町、町長及び町職員の役割</p> <p>第8条 町の役割</p> <p>第9条 町長の役割</p> <p>第10条 町職員の役割</p> <p>第3節 町議会及び町議員の役割</p> <p>第11条 町議会の役割</p> <p>第12条 町議員の役割</p> <p>第3章 まちづくりの方法</p> <p>第1節 人材育成と活用</p> <p>第13条 まちづくりの担い手の育成</p> <p>第14条 子どもの育成</p> <p>第15条 <u>多様な人材の活用</u></p> <p>第16条 <u>地域資源の活用</u></p> <p>第2節 参画と協働</p> <p>第17条 参画と協働の基本</p> <p>第18条 情報共有の推進</p> <p>第19条 町民のまちづくりの推進</p> <p>第20条 <u>町及び町議会への参画と協働</u></p> <p>第3節 住民投票</p> <p>第21条 住民投票制度</p> <p>第4章 連携と交流</p> <p>第22条 町出身者や町外の人々等との連携と交流</p> <p>第23条 他の自治体等との連携</p> <p>第5章 <u>条例の見直し</u></p> <p>第24条 <u>条例の見直し</u></p> <p>第6章 委任</p> <p>第25条 委任</p>

新 [平成 24 年 1 月 18 日現在]	旧 [平成 23 年 12 月 20 日現在]
<p>庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例</p> <p><u>平成 17 年 7 月 1 日、旧余目町と旧立川町の個性と特長を活かし合い、より大きな魅力と活力を生み出すため、「庄内町」が誕生しました。</u></p> <p><u>私たちの庄内町は、霊峰月山、清流立谷沢川に象徴される美しい自然と豊かな田園、先人の努力によりつくり出されたおいしい米のルーツ亀ノ尾など、環境を活かし、磨きをかけながら、それぞれの地域に根付く魅力ある文化や伝統、地域を愛する人々を育ててきました。</u></p> <p><u>私たちは、このすてきな庄内町に暮らすことへの誇りを、未来の子どもたちに受け継いでいくため、時代の変化に対応できるまちをつくっていかねばなりません。</u></p> <p><u>そのためには、私たち一人ひとりが、人とのつながりを深め、協力し合い、より良いまちづくりに挑戦し続けていくことが大切です。</u></p> <p><u>ここに、誰もが幸せを感じられるまちを目指し、町民と町、町議会が、互いに力を合わせて進めるまちづくりの基本となるきまりとして、この条例を制定します。</u></p> <p>第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 この条例は、町民、町及び町議会が、互いに力を合わせて進めるまちづくりの考え方と仕組みを定め、誰もが幸せを感じられるまちの実現を目指すものです。</p> <p>(条例の位置付け) 第 2 条 <u>この条例は、まちづくりの基本として、町民、町及び町議会が最大限に尊重する一番のきまりです。</u></p> <p>(基本原則) 第 3 条 町民、町及び町議会は、次のことを大切にしましたまちづくりを進めます。 (1) <u>まちづくりに必要な情報（以下「情報」といいます。）を共有し、お互いの理解を深め、協力し合うまちづくり</u> (2) 一人ひとりの人権や個性を尊重し、子どもからお年寄りまで誰もが生き活きと躍動するまちづくり (3) 人と人との<u>つながり</u>を深め、自分たちでまちを創造する、みんなが主役のまちづくり</p> <p>(定義) 第 4 条 この条例における用語の意味は、次のとおりとします。 (1) まちづくりとは、みんなが安心して生きがいを持って暮らし、町外の人も訪れ、住みたくなる、魅力あふれるまちをつくり続ける活動をいいます。</p>	<p>庄内町みんなが主役のまちづくり基本条例</p> <p><u>私たちの庄内町は、霊峰月山の頂と清流立谷沢川をはじめとする美しい自然と、先人の努力の賜である豊かな田園に恵まれ、それぞれの地域に根付く魅力ある文化を育ててきたすてきなまちです。</u></p> <p><u>私たちは、この素晴らしい庄内町を未来の子どもたちにつないでいくため、これからもこのまちに暮らし続け、自らがまちの将来に責任を持って行動し、地域のつながりを深め、町民誰もが幸せを感じられるまちにしていかなければなりません。</u></p> <p><u>そのためには、私たち一人ひとりが、常にまちづくりを意識しながら、課題の解決に取り組むことが大切です。</u></p> <p><u>私たちは、みんなで行動し成長し続けるまちをつくるために、町民と町、町議会が互いに力を合わせて進めるまちづくりの一番の約束事として、この条例を制定します。</u></p> <p>第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 この条例は、町民、町及び町議会みんなが力を合わせて進めるまちづくりの考え方と仕組みを定め、誰もが幸せを感じられるまちの実現を目指すものです。</p> <p>(条例の位置付け) 第 2 条 <u>町民、町及び町議会は、この条例を最大限に尊重してまちづくりを進めます。</u></p> <p>(基本原則) 第 3 条 町民、町及び町議会は、次のことを大切にしましたまちづくりを進めます。 (1) <u>まちづくりに必要な情報（以下「情報」という。）を共有し、お互いを理解し支え合うまちづくり</u> (2) 一人ひとりの人権や個性を尊重し、子どもからお年寄りまで誰もが生き活きと躍動するまちづくり (3) 人と人との<u>絆</u>を深め、自分たちでまちを創造する、みんなが主役のまちづくり</p> <p>(定義) 第 4 条 この条例における用語の意味は、次のとおりとします。 (1) まちづくりとは、みんなが安心して生きがいを持って暮らし、町外の人も訪れ、住みたくなる、魅力あふれるまちをつくり続ける活動をいいます。</p>

- (2) 町民とは、次のいずれかにあてはまるものをいいます。
- イ 町内に住所がある人（以下「住民」といいます。）
  - ロ 町内に通勤又は通学している人
  - ハ 町内で事業を行うもの（以下「事業者」といいます。）又はその他まちづくりを行うもの
- (3) 地域活動とは、町民がつながりを持って生活する、集落、学区又は地区等近隣社会が行うまちづくりをいいます。
- (4) 町とは、庄内町の行政をいいます。
- (5) 参画と協働とは、町民、町及び町議会が、お互いを尊重し、得意分野を活かしながら、共に考え、力をあわせ、課題の解決にあたることをいいます。

## 第2章 まちづくりの担い手と役割

### 第1節 町民の役割等

(町民の基本姿勢と役割)

(削除)

第5条 町民は、世代間の交流や人とのつながりを大切にし、協力して、未来に誇れるまちを築くよう努めます。

2 町民は、自らの知識、経験、技術等を積極的にまちづくりへ活用するよう努めます。

(事業者の役割)

(削除)

第6条 事業者は、事業活動と社会貢献活動を通じて、まちの活性化と発展につながるよう努めます。

(地域活動の推進)

第7条 町民は、地域活動へ積極的に参加、協力し、心豊かに安心して暮らすことができる地域を受け継ぎ、育みます。

2 町民は、互いのつながりをつくる地域活動の機会を広げ、情報を共有し、地域の課題解決に努めます。

3 町は、地域活動の個性と自立性を尊重しつつ、地域活動の促進や地域の課題解決に必要な支援を行います。

### 第2節 町、町長及び町職員の役割

(町の役割)

第8条 町は、関係法令、条例及び町の総合計画等に基づき、町の仕事を適正に管理し、執行するとともに、総合的かつ計画的にまちづくりを進めなければなりません。

2 町は、専門的な知識と技術を有し、まちづくりの課題への確に対応できる町職員を育成しなければなりません。

- (2) 町民とは、次のいずれかにあてはまるものをいいます。
- イ 町内に住所がある人（以下「住民」という。）
  - ロ 町内で働いている人又は学んでいる人
  - ハ 町内で事業を行うもの（以下「事業者」という。）
  - ニ 町内でまちづくりを行っている個人又は団体
- (3) 地域活動とは、町民がつながりを持って生活する、集落、学区又は地区等近隣社会が行うまちづくりをいいます。
- (4) 町とは、庄内町の行政をいいます。
- (5) 参画と協働とは、町民、町及び町議会が、まちづくりを進めるため、お互いを尊重し、得意分野を活かしながら、共に考え、力をあわせることをいいます。

## 第2章 まちづくりの担い手と役割

### 第1節 町民の役割等

(町民の基本姿勢と役割)

第5条 町民は、まちづくりの担い手として、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに努めます。

2 町民は、世代間の交流や人とのつながりを大切にし、協力して、未来に誇れるまちを築くよう努めます。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、町民の一員であることを自覚し、参画と協働のまちづくりに積極的に関わるよう努めます。

2 事業者は、専門性を活かした事業活動を通じて、まちの活性化と発展につながるよう努めます。

(地域活動の推進)

第7条 町民は、地域活動への積極的な参画と協働を通じ、心豊かに安心して暮らすことができる環境を受け継いでいきます。

2 町民は、地域活動の機会を広げ互いの絆を深め、自らの地域課題の解決に努めます。

3 町は、地域活動の個性と自立性を尊重しつつ、活動の促進や課題解決に必要な支援を行います。

### 第2節 町、町長及び町職員の役割

(町の役割)

第8条 町は、関係法令、条例及び町の総合計画等に基づき、町の仕事を適正に管理し、執行するとともに、総合的かつ計画的にまちづくりを進めなければなりません。

2 町は、専門的な知識と技術を有し、まちづくりの課題への確に対応できる町職員を育成しなければなりません。

(町長の役割)

第9条 町長は、まちの将来像を示し、公平、誠実に参画と協働のまちづくりをおこなわなければなりません。

2 町長は、多様化するまちづくりの課題に対応するため、町職員を適切に指導、監督しなければなりません。

(町職員の役割)

第10条 町職員は、町民の視点に立って、誠実で確実な仕事をしなければなりません。

2 町職員は、常に向上心を持ち、自らの能力を磨き、創意工夫をしながら仕事をしなければなりません。

3 町職員は、地域の一員としての自覚を持ち、率先して地域活動に取り組むよう努めます。

### 第3節 町議会及び町議員の役割

(町議会の役割)

第11条 町議会は、町議会活動への町民の関心を高める手立てを工夫し、開かれた議会運営に努めなければなりません。

2 町議会は、町民の考えがまちづくりに反映されているか、常に調査を行なうとともに、まちの将来を見据えた提言をしなければなりません。

(町議員の役割)

第12条 町議員は、まちの利益のために行動する町民の代表として、常に町民の考えを把握し、まちづくりに反映させるよう活動しなければなりません。

## 第3章 まちづくりの方法

### 第1節 人材育成と活用

(まちづくりの担い手の育成)

第13条 町民、町及び町議会は、町民が主体的に学び活動できる機会をつくり、まちづくりの担い手を育成します。

(子どもの育成)

第14条 町民、町及び町議会は、まちづくりの未来の担い手となる子どもの年齢に応じ、交流や体験ができる機会をつくり、まちへの愛着心を持った子どもに育てます。

(多様な人材と地域資源の活用)

第15条 町民、町及び町議会は、多様な人材が活躍できる場をつくり、町民の個性や特長をまちづくりに活かします。

(第5条第2項へ)

2 町民、町及び町議会は、多様で特色ある地域資源を育みながら受け継ぎ、まちづくりに活用します。

(町長の役割)

第9条 町長は、まちの将来設計を示し、公平、誠実に参画と協働のまちづくりをおこなわなければなりません。

2 町長は、多様化したまちづくりの課題に対応するため、町職員を適切に指導、監督しなければなりません。

(町職員の役割)

第10条 町職員は、町民の視点に立って、誠実で確実な仕事をしなければなりません。

2 町職員は、常に向上心を持ち、自らの能力を磨き、創意工夫をしながら仕事をしなければなりません。

3 町職員は、地域活動に率先して参画と協働するよう努めます。

### 第3節 町議会及び町議員の役割

(町議会の役割)

第11条 町議会は、町議会活動への町民の関心を高める手立てを工夫し、開かれた議会運営に努めなければなりません。

2 町議会は、町民の考えがまちづくりに反映されているか、常に調査及び点検を行なうとともに、まちの将来を見据えた提言をしなければなりません。

(町議員の役割)

第12条 町議員は、まちの利益のために行動する町民の代表として、常に町民の考えを把握し、まちづくりに反映させるよう活動しなければなりません。

## 第3章 まちづくりの方法

### 第1節 人材育成と活用

(まちづくりの担い手の育成)

第13条 町民、町及び町議会は、町民が、主体的に学び活動できる機会の提供や環境の整備に努め、まちづくりの担い手を育成します。

(子どもの育成)

第14条 町民、町及び町議会は、まちづくりの未来の担い手として、それぞれの子どもの年齢にふさわしい参画と協働の環境を整え、まちへの愛着心を育みます。

(多様な人材の活用)

第15条 町民、町及び町議会は、多様な人材が活躍できる場をつくり、町民の個性や特長をまちづくりに活かします。

2 町民は、自らの知識、経験、技術等を積極的にまちづくりへ活用するよう努めます。

(地域資源の活用)

第16条 町民、町及び町議会は、自然環境や歴史及び文化等の多様な地域資源を受け継ぎ、まちづくりに活用します。

## 第2節 参画と協働

### (参画と協働の基本)

第16条 町民は、誰もが平等な立場でまちづくりに取り組む権利を有し、自らの発言に責任を持ち、相手の考えを尊重し、連携して行動します。

2 町民、町及び町議会は、それぞれが持つ情報を共有し合い、参画と協働のまちづくりに活かします。

3 町民、町及び町議会は、情報を取り扱うにあたり、個人の権利と利益が侵害されることのないよう、個人情報保護を確保しなければなりません。

### (情報共有の推進)

第17条 町及び町議会は、適切な時期と方法で、的確に分かりやすく情報を発信及び公開します。

2 町及び町議会は、町民に対し、町の仕事の計画段階から実施、評価、改善に至るそれぞれの段階において、経過や内容等を明確に説明しなければなりません。

3 町民は、町及び町議会に対し、自らも情報を求めるとともに、自らが有する情報についても積極的に発信するよう努めます。

4 町は、町民が情報を求め又は発信しやすい仕組みと体制を整えます。

### (町民のまちづくりの推進)

第18条 町民は、様々な活動、仕事をしている人たちと連携してまちづくりに取り組み、交流の拡大と仲間づくりを進めて、活力あるまちをつくるよう努めます。

2 町は、町民が主体的に行うまちづくりが促進されるよう、必要な支援を行います。

### (参画と協働の推進)

第19条 町及び町議会は、町が設置する審議会等委員の公募や懇談会の開催等、より多くの町民が主体性を持って町及び町議会に関わることのできる仕組みや体制を整えます。

2 町及び町議会は、まちづくりについて、町民が提案、意見等（以下「提案等」といいます。）を出しやすい仕組みを整えます。

3 町及び町議会は、寄せられた提案等について、総合的に検討し誠実に回答するとともに、原則としてその内容を公表します。

## 第3節 住民投票

### (住民投票制度)

第20条 町は、町民の暮らしに関わる極めて重要なことについて、直接住民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができるものとし、その結果については尊重するものとします。

2 町は、それぞれの案件ごとに、住民投票の制度を、町議会の議決で条例として定めます。

## 第4章 連携と交流

### (町出身者や町外の人々等との連携と交流)

第21条 町民、町及び町議会は、まちづくりがより効果的に進められるよう、町出身者等まちに関わり、関心を持つ町外の人々との連携と交流を深めます。

## 第2節 参画と協働

### (参画と協働の基本)

第17条 町民は、誰もが平等な立場でまちづくりに取り組む権利を有し、自らの発言に責任を持ち、相手の考えを尊重し、連携して行動します。

2 町民、町及び町議会は、それぞれが持つ情報を共有し合い、参画と協働のまちづくりに活かします。

3 町民、町及び町議会は、情報を取り扱うにあたり、個人の権利と利益が侵害されることのないよう、個人情報保護を確保しなければなりません。

### (情報共有の推進)

第18条 町及び町議会は、適切な時期と方法により、的確に分かりやすく情報を発信及び公開します。

2 町及び町議会は、町民に対し、町の仕事の計画段階から実施、評価、改善に至るそれぞれの段階において、経過や内容等を明確に説明しなければなりません。

3 町民は、町及び町議会に対し、自らも情報を求めるとともに、自らが有する情報についても積極的に発信するよう努めます。

4 町は、町民が情報を求め又は発信しやすい仕組みと体制を整えます。

### (町民のまちづくりの推進)

第19条 町民は、様々な活動、仕事をしている人たちと連携してまちづくりを進め、交流の拡大と仲間づくりを進めて、活力あるまちをつくるよう努めます。

2 町は、町民が主体的に行うまちづくりが促進されるよう、必要な支援を行います。

### (町及び町議会への参画と協働)

第20条 町及び町議会は、町が設置する会議等の委員の公募や意見交換会の開催等、より多くの町民がまちづくりに参画と協働できる仕組みや体制を整えます。

2 町及び町議会は、まちづくりについて、町民が提案、意見等（以下「提案等」という。）を出しやすい仕組みを整えます。

3 町及び町議会は、寄せられた提案等について、総合的に検討し誠実に回答するとともに、原則としてその内容を公表します。

## 第3節 住民投票

### (住民投票制度)

第21条 町は、町民の暮らしに関わる極めて重要なことについて、直接住民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができるものとし、その結果については尊重するものとします。

2 町は、それぞれの案件ごとに、住民投票の制度を、町議会の議決で条例として定めます。

## 第4章 連携と交流

### (町出身者や町外の人々等との連携と交流)

第22条 町民、町及び町議会は、まちづくりがより効果的に進められるよう、町出身者等まちに関わり又は関心を持つ町外の人々との連携と交流を深めます。

(他の自治体等との連携)

第22条 町民、町及び町議会は、国、山形県、他の自治体及び関係機関団体等との連携を進め、まちづくりの課題の解決を図ります。

第5章 条例の検証と見直し

(条例の検証と見直し)

第23条 町は、この条例の目的が達成されているか、5年を超えない期間ごとに検証を行い、必要に応じ見直しを行います。

2 前項に定める検証と見直しは、参画と協働のもとで行います。

(削除)

(他の自治体等との連携)

第23条 町民、町及び町議会は、国、山形県、他の自治体及び関係機関団体等との連携を進め、まちづくりの課題の解決を図ります。

第5章 条例の見直し

(条例の見直し)

第24条 町は、この条例の目的が達成されているか継続的に検証を行い、必要に応じ見直しを行います。

2 前項に定める見直しは、参画と協働のもとで行います。

第6章 委任

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。